



## 子どもが悩んでいること

### 相談 みなと子ども相談ねっと

このQRコード  
からアクセスして!



## 相談内容

### 相談内容

### 相談内容



相談内容

相談内容

相談内容

相談内容



















みほと おしらせボード

渥 当日直接会場へ。

都市計画案の縦覧(地域冷暖房施設の都市計画案)

件名 東京都市計画地域冷暖房施設の変更(虎ノ門四丁目地区)  
縦覧場所 都市計画課(区役所6階)  
意見書の提出先 郵送または直接、〒105-8511 港区役所都市計画課都市計画係へ。

印の共通事項  
縦覧期間 6月1日(水)～15日(水)  
提出期限 6月15日(水・必着)  
鰺 都市計画課都市計画係  
3578-2215

土地区画整理事業の施行規程案および事業計画案の縦覧

件名 品川駅北周辺地区土地区画整理事業  
縦覧期間 5月20日(金)～6月2日(木)午前9時30分～午後5時30分  
縦覧場所 品川現地事務所(高輪3-24-16 ISAビル5階)  
意見書の提出先 郵送または直接、〒163-8001新宿区西新宿2-8-1 東京都都市整備局市街地整備部区画整理課へ。  
鰺(独)都市再生機構東日本都市再生本部品川現地事務所  
090-4364-4421

開発指導課品川駅周辺街づくり担当  
3578-2907

「港区地球温暖化対策地域推進計画見直しのための基礎調査業務委託」の委託事業候補者をプロポーザル方式で公募します

区の地球温暖化対策地域推進計画の見直しに向けて、区の温室効果ガスの排出状況の分析や国、都等の温室効果ガス削減目標等の動向の整理とデータ収集等の支援を行う業務です。  
募集要項等配布期間 6月3日(金)午後5時まで  
募集要項等配布場所 環境課地球温

暖化対策担当(区役所8階) 様式等は港区ホームページからダウンロードもできます。  
渥 直接、6月3日(金)午後5時までに、環境課地球温暖化対策担当(区役所8階)へ。  
3578-2474

変更・休止情報等

港区スポーツセンターアリーナの休止

コート整備工事のため、次の期間アリーナを休止します。  
葦 6月6日(月)～10日(金)  
鰺 港区スポーツセンター  
3452-4151

外国人の皆さんの生活に役立つ情報を提供しています

区内で生活、活動している外国人が、日本人とともに考え、行動し、支え合いながら、地域コミュニティの活動に参画することで、新たな地域文化や、より魅力あるまちが生まれ、「港区ならではの国際性豊かな地域社会」を築いていくことができます。

区の一員である外国人の皆さんに、積極的にまちの将来に関わっていただけるよう、多言語による情報提供の充実を進めています。

ウエルカム・パッケージ

外国人の皆さんが、安全で快適な生活を送るために必要な基本的な情報や役立つ冊子類を言語別にまとめています。言語は英語、中国語、ハングルの3種類があります。

主に住民登録の手続きの際に配布しています。

多言語情報コーナー

区で作成しているさまざまな制度や事業等に関するパンフレットのうち、多言語で作成されているものを、一度に閲覧・入手できるように、多言語情報コーナーを設置しています。

対応言語 英語・中国語・ハングル(資料によっては対応していない言語があります)

設置場所 芝地区総合支所1階、地域振興課(区役所3階)前

芝地区総合支所1階の改修工事中は、地域振興課前のみになる場合があります。

役立つMINATO生活情報

外国人の皆さんの生活に役立つ情報を、持ち歩きしたり、手元において気軽に利用したりできるように、分野ごとにまとめたリーフレットを作成しています。多言語情報コーナーで入手できる他、港区ホームページからダウンロードもできます。

対応言語 英語・中国語・ハングル・振りがな付き日本語

Minato Information Mai(ミナトインフォメーションメール)

イベント等のお知らせを、ご希望の言語(英語・中国語・ハングル・振りがな付き日本語)による電子メールで配信します。また、区に対する要望等についてのアンケートも行います。詳しくは、次の2次元バー

コードまたは港区ホームページからご覧ください。



港区国際交流協会(MIA)

港区国際交流協会(MIA)は、日本人と外国人の交流のきっかけとなる、各種イベントの開催や外国人支援を行っています。港区国際交流協会ホームページから各種イベント等の情報をご覧いただけます。

問い合わせ  
地域振興課国際化推進係  
3578-2303・08

建築物の定期報告と維持管理のお知らせ

建築物は、用途・規模に応じて「定期報告」が必要です。建築基準法では、建築物の敷地・構造・設備について、常に適法な状態に維持保全することを、所有者または管理者に義務付けています。

特に多くの方が利用する「特定建築物」については、一級建築士等の調査資格者に調査・検査をさせて、定期的にその結果を、提出先を経由して特定行政庁(区長または知事)に報告しなければなりません。

平成28年6月から、特定建築物等の指定が拡大され、新たに防火設備の定期報告制度が開始されます。

特定建築物等定期調査報告

敷地、建築物の外部・内部の状況および防火・避難関係の調査報告です。

防火設備定期検査報告

特定建築物内の防火設備の作動状況等の検査報告です。

提出先 〒150-8503渋谷区渋谷2-17-5シオノギ渋谷ビル8階 東京都防災・建築まちづくりセンター

5466-2001

建築設備定期検査報告

特定建築物内の設備機器の作動状況等の検査報告です。

提出先 〒105-0003西新橋1-15-5内幸町ケイズビル2階 日本建築設備・昇降機センター

3591-2421

昇降機等定期検査報告

エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機、遊戯施設等の検査報告です。

提出先 〒151-0053渋谷区代々木1-35-4代々木クリスタルビル2階 東京都昇降機安全協議会

6304-2225

問い合わせ  
特定建築物等について  
建築課建築監視担当  
3578-2306・7  
防火設備、建築設備、昇降機等について  
建築課建築設備担当 3578-2301

光化学スモッグ

光化学スモッグとは

自動車や工場等から排出される窒素酸化物と炭化水素が、太陽の強い紫外線を受けると、光化学オキシダントを発生させます。光化学オキシダントがたまり、白くもやがかかったような状態を「光化学スモッグ」と呼びます。光化学スモッグは、4月～10月にかけての日差しが強くて気温が高く、風が弱い日に発生しやすくなります。

光化学スモッグ注意報

光化学オキシダントの濃度が高くなると、光化学スモッグ注意報が発令されます。注意報が発令されると、区では、防災行政無線等を通じてお知らせしています。

注意報が発令されたら

「屋外になるべく出ない」「自動車等の使用を控える」等の対策をとっ

てください。

目がチカチカしたり、のどが痛くなる等の症状が出たときは、すぐに屋内に入り、洗顔やうがいをしてください。症状が回復しないときは、医師の診察を受け、次の連絡先に症状等を連絡してください。

平日  
保健予防課保健予防係  
6400-0080

土曜、休日、夜間の医療機関案内  
東京都保健医療情報センター  
5272-0303

東京都光化学スモッグ情報  
テレホンサービス 5320-7800

ホームページ  
http://www.ox.kankyo.metro.tokyo.jp/

問い合わせ  
環境課環境指導・環境アセスメント担当  
3578-2492

6月1日は  
人権擁護委員の日です

人権擁護委員制度をご存じですか。人権擁護委員は、基本的人権を擁護し見守る人権の番人として、人権相談や啓発活動を行っています。

昭和24年6月1日に人権擁護委員法が施行されたことから、6月1日を入権擁護委員の日と定めています。

現在、区には、法務大臣が委嘱した人権擁護委員が10人います。人権問題で困っている人や悩んでいる人は、お気軽に人権擁護委員にご相談ください。

区では、表の日程で人権相談を行っています。また、人権擁護委員の

日にあわせて、6月1日(水)に特設相談を実施しますので、ご利用ください。

表 人権相談開催日程

相談名	「人権擁護委員の日」 全国一斉特設人権相談	人権身の上相談
とき	6月1日(水)午後1時～4時 (受け付けは午後3時まで)	毎月第2・4金曜、午後1時～4時 12月の第4金曜、1月の第2金曜は休み。
ところ	区役所5階会議室	区役所3階区民相談室
申し込み	当日直接会場へ。	電話で、実施日の前日午後5時までに、総務課人権・男女平等参画係へ。

問い合わせ  
総務課人権・男女平等参画係  
3578-2027

記事中の表記について (独) 独立行政法人 (特) 特定非営利活動法人 (社福) 社会福祉法人 (社) 一般社団法人 (公社) 公益社団法人 (財) 一般財団法人 (公財) 公益財団法人 (有) 有限会社 (株) 株式会社

